

議案第67号

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年12月5日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2第33項中「第20条第1項又は第3項」を「第20条第1項若しくは第3項又は第39条の22第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に係る手数料の算定方法を改めるため、本案を提出する。